

平成28年度
ガイドライン検討部会実施報告

平成29年 5月19日

ガイドライン検討部会の
開催状況について

部会の開催状況と主な協議内容

【 平成 28 年度 】

- ・ **第 1 回 (平成28年 6 月 3 日)**
移動支援事業の報酬単価案の設定シミュレーションに関する意見交換、
移動支援事業にかかる協議項目に関する意見交換
- ・ **第 2 回 (平成28年 9 月30日)**
移動支援事業支給決定基準(部会案)に関する意見交換、当事者団体ヒアリング
に関する意見交換
- ・ **第 3 回 (平成28年10月28日)**
移動支援事業支給決定基準(部会案)について

3

部会の開催状況と主な協議内容

【 平成 28 年度 】

平成28年12月21・22日 利用者意見交換会の開催 (3 回)
(21日 午前の部 133名 午後の部 92名)
(22日 午前の部 110名)
平成28年12月22日 事業者説明会の開催 (2 1 8 事業者)

- ・ **第 4 回 (平成29年 1 月27日)**
移動支援事業支給決定基準案に係る説明・意見交換会について、平成29年度主
要事業(新規・拡充、改革改善項目)について
- ・ **第 5 回 (平成29年 3 月 3 日)**
移動支援事業支給決定基準の運用に向けた検討事項について

4

他都市との比較について 地域生活支援事業（移動支援事業）

移動支援事業の状況（他都市調査結果）

| | 給付費 (26 決算額) | 延べ 利用時間数 | 延べ 利用人数 | 平均 利用時間 | 設定単価(1時間あたり) | |
|-----|-----------------|-------------|------------|------------|-------------------------------------|---------|
| | | | | | 伴う | 伴わない |
| 尼崎市 | 1,066,991,231 円 | 376,274 時間 | 17,276 人 | 21.8 時間 | 4,239 円 | 1,590 円 |
| A 市 | 679,676,100 円 | 343,849 時間 | 17,368 人 | 19.8 時間 | 2,000 円 | |
| B 市 | 393,054,000 円 | 254,924 時間 | 11,144 人 | 22.9 時間 | 1,600 円 | |
| C 市 | 344,228,667 円 | 148,556 時間 | 7,852 人 | 18.9 時間 | 4,239 円 | 1,590 円 |
| D 市 | 177,193,240 円 | 64,976 時間 | 7,389 人 | 8.8 時間 | 1,680 円 (別途、開始時加算 1,410 円を算定) | |
| E 市 | 90,001,343 円 | 51,377 時間 | 3,781 人 | 13.6 時間 | 2,249 円 (221 単位) | |
| F 市 | 80,565,038 円 | 28,724 時間 | 3,714 人 | 7.7 時間 | 4,072 円 | 1,527 円 |

ガイドライン検討部会における 協議内容について

地域生活支援事業における課題点

- 地域生活支援事業の事業費は、年々増加しているものの、国や県の予算が増えないことから、実質的な補助率が低下傾向にある。
- 地域生活支援事業は、近年、メニュー事業が追加されているが、本市では、財政状況により、新たな事業が実施できない状況である。
- 地域生活支援事業は、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化に取り組むことが課題となっている。

地域生活支援事業における課題点と 部会委員の主な意見

- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、今までの尼崎市の移動支援事業の良いところや他市と比較して誇れるところはしっかりと残してほしい。
- ・ 移動支援事業の見直しに当たっては、これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。
- ・ 尼崎市独自の取り組みを行い、それを他市に広げていけるよう、よりよいサービスを検討していきたい。

9

地域生活支援事業の適正化に向けた取組方向

- ・ 移動支援事業については、できるだけ早く、支給決定基準（ガイドライン）を策定し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。
- ・ 行動援護利用対象者については、ヘルパーの専門性が担保された行動援護サービスへの移行を促進し、適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。
- ・ 地域生活支援事業全体については、持続可能な制度構築を行い、必要な人に必要なサービスが提供できるよう取り組んでいく。

10

移動支援事業の見直しについて

移動支援事業の見直し内容について

1 サービス内容

- ・ 出先からも利用したいなど、自宅からでしか利用できず、使い勝手がよくないので改善してほしい。

いわゆる「ドアtoドア」の原則を廃止

- ・ みんなが利用方法がわかるように工夫してほしい。

ただし書きによる「例外規定」を設定

移動支援事業の見直し内容について

2 Q & A (利用の具体例など)

- ・ みんなが利用方法がわかるように工夫をしてほしい。

1の「サービス内容」において、ただし書きがあった「例外規定」となる利用について、具体例を整理

13

移動支援事業の見直し内容について

3 対象者

- ・ これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。

対象者の範囲は、現行の運用を継続する。

- ・ 「身体介護を伴う・伴わない」の基準では、移動の支援の大変さや困難さを示す尺度として適当ではない。

「身体介護を伴う・伴わない」の基準を廃止し、新たな区分を設定する。

14

移動支援事業の見直し内容について

4 支給決定基準

- ・ これまでできていたことが狭められると、危機感や反発は大きい。

支給量は、現行の運用を継続する。

【 標準基準時間 : 50時間 / 月 】

15

移動支援事業の見直し内容について

5 報酬単価

- ・ 「身体介護を伴う・伴わない」の基準は、わかりづらく、単価差が大きい。

新たな報酬区分を設定し、単価を見直す。

16

見直し内容（報酬単価）

（１）現行の報酬単価

| 区分 | 報酬単価 (1時間当たり) | その他 |
|-----------|------------------|---------------------------------|
| 身体介護を伴う | 4,239円 | ・初回加算（報酬単価に含む）、 早朝・夜間・深夜加算あり |
| 身体介護を伴わない | 1,590円 | |

見直し

17

見直し内容（報酬単価）

（２）新たな報酬単価

| 区分 | 報酬単価 (1時間当たり) | 単価設定の 考え方 | ヘルパー人件費 | | その他 |
|-----------------------|------------------|---------------------|------------|-------|---------------------------|
| | | | 想定時給 単価 | 割合 | |
| 重度移動支援 対象者（ ） | 2,978円 | (行動援護報酬単価) × 0.7 | 1,500円 | 50.4% | 初回加算、 早朝・夜間・ 深夜加算なし |
| 障害支援区分 4・5・6 | 2,554円 | (行動援護報酬単価) × 0.6 | 1,250円 | 48.9% | |
| 障害支援区分 1・2・3 なし | 2,130円 | (行動援護報酬単価) × 0.5 | 1,000円 | 46.9% | |

重度訪問介護又は行動援護対象者

18

今後の検討事項について

部会における案策定後の意見

1 サービス内容

- ・ 「いわゆる「ドア TO ドア」の原則を廃止する。」など使い勝手が良くなったことは、評価できる。
- ・ 一部の表現でわかりにくいところもあるため、もう少し議論を行い、修正を図りたい。

部会における案策定後の意見

2 Q & A

- ・ 「移動支援対象とならない外出内容」の例外項目を設定するなど、運用が柔軟になったことは評価できる。
- ・ 「移動支援対象となる外出例」や「移動支援対象とならない外出内容」については、不透明な部分が残っているため、もう少し議論を行い、追加していきたい。

21

部会における案策定後の意見

3 対象者

- ・ 他都市と比較して対象者の範囲が広いにもかかわらず、変更を行わずに現状維持で運用することは、評価できる。

4 支給決定基準

- ・ 他都市と比較して支給決定時間が多いにもかかわらず、変更を行わずに上限時間を設けないことは、評価できる。

22

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- ・ 行動援護の「従業者の要件が基準を満たさない場合」を参考にして、行動援護や重度訪問介護の対象相当となる移動支援利用者の報酬単価を行動援護の7割としたことは、障害福祉サービスへの移行を推進する理由となる。
- ・ 利用回数のもっとも多い「30分以上1時間未満」の報酬単価について、従事者の想定時給の約2倍相当となるよう設定したことは、国の経営実態調査における居宅介護や行動援護事業の給与費が占める割合の約70%と比較して、低すぎるとは言えない。

23

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- ・ 現在の「身体介護を伴わない」の報酬単価が低いため支援が受けられない状況もあったが、その部分の単価が上がったことは、評価できる。
- ・ 新たな報酬単価でも理論的に運営できるというが、現行の報酬単価と比較して減額することになるため、事業者が撤退しないか心配であり、利用者へのサービス低下が発生しないように行政も対応してほしい。

24

部会における案策定後の意見

5 報酬単価

- 急な報酬単価の変更を行うのではなく、激変緩和措置をとる必要がある。
- 報酬単価の変更により地域生活支援事業の事業費が減額となるため、その減額部分について、できるだけ他の障害福祉施策の事業費に転換してほしい。

25

移動支援事業支給決定基準の運用に向けた検討事項

- 運用に向けた支給決定基準の最終調整
- Q & Aの充実

引き続き、ガイドライン検討部会において協議し、調整を図っていく。

26

移動支援事業ガイドラインの 運用に向けた検討事項

- ・ 運用時における激変緩和措置の検討

十分な周知期間や事業所のシステム改修の負担を考慮し、一定の激変緩和期間を設けて、運用を開始する。

予定として、運用の開始は、平成29年度下半期からとしている。

27

移動支援事業ガイドラインの 運用に向けた検討事項

- ・ 他の障害福祉施策への還元

現行の尼崎市障害者計画等の推進に向けて、計画に位置付けている、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」など必要な機能の整備等に係る経費に活用していく。

28

報告は以上となります。
ご清聴ありがとうございました。